

広島県におけるこれから生涯学習の振興方策について  
(答申)

平成 23 年 1 月 31 日

広島県生涯学習審議会



## 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          | 1  |
| 広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策・・・・・・・・・・・・ | 3  |
| 1　社会や地域の課題に関する学習機会の提供について・・・・・・・・ | 3  |
| 2　生涯学習・社会教育を推進する人材の育成・確保について・・・・  | 4  |
| 3　公民館等を拠点とした学校・家庭・地域の連携・協力について・・・ | 6  |
| 4　生涯学習振興行政・社会教育行政の充実について・・・・・・・・  | 8  |
| おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・              | 10 |
| 答申概要図・・・・・・・・・・・・・・・・             | 11 |
| ＜参考資料＞                            |    |
| 生涯学習・社会教育関係者への聞き取りについて・・・・・・・・    | 15 |
| 広島県における生涯学習の振興に係る状況等・・・・・・・・      | 19 |
| 諮詢文・・・・・・・・・・・・・・・・               | 23 |
| 広島県生涯学習審議会条例・・・・・・・・・・・・          | 25 |
| 広島県生涯学習審議会委員名簿・・・・・・・・            | 27 |
| 広島県生涯学習審議会審議経過・・・・・・・・            | 28 |



## はじめに

広島県における生涯学習の推進のあり方については、平成9年9月から、広島県生涯学習推進会議で議論がなされ、平成11年2月、広島県教育委員会において、21世紀に向けた新しい時代の生涯学習を推進するガイドラインとして「広島県生涯学習推進構想」が策定された。

この構想において、生涯学習とは、人々が生涯にわたって、あらゆる生活の場面において、知識や技術を習得するプロセスであるとされている。

その生涯学習の推進に当たって、県では、県民が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、生かされるような「生涯学習県ひろしま」の実現をめざすことを基本理念として掲げ、以来、これに基づいて生涯学習施策が進められており、この基本理念は今後も変えるべきものではないと考える。

現在の広島県の生涯学習の振興に係る一つの状況をみると、県内の市町が主催する学級・講座のうち、語学・文学・歴史や趣味・稽古ごと等の学習者の教養を高める内容は、平成11年度と比較すると平成20年度には2倍に増え、各個人が興味や関心に基づき、自らを高めるために行う学習活動は積極的になされてきたと言える。

また、大学では積極的に公開講座が実施され、企業では食育や環境問題等現代的課題に関する学習機会が提供されるなど、社会貢献活動の展開もみられるようになっている。

その一方、生涯学習を取り巻く環境においては、この10年余の間に、グローバル化、人口減少・少子高齢化の進行や経済状況の悪化など様々な社会情勢の変化があり、また、市町村は平成の大合併により急速にその数を減少させて広域化が進行するなど、様々な変化が生じている。

さらに、21世紀は、新しい知識が、政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域で基盤となり重要性を増す「知識基盤社会」であると言われており、そのような時代にあっては、新しい知識の吸収と、それを活かす知恵や工夫が重要であり、各個人が、社会の変化に応じて、生涯を通じて学び続ける力（生涯学習力）が必要となっている。

このような状況の中で、当審議会は、平成22年2月、広島県教育委員会から、これから生涯学習の振興における目指すべき施策の方向性や施策を推進する際に必要な視点等を明らかにするよう諮問を受け、審議を行った。

答申の作成に当たっては、まず、本県の生涯学習の振興にとって「何が必要なのか」をより具体的に明らかにするために、公民館、公民館類似施設、大学、企業、ボランティア団体等へ出向き、事業に携わっている方から、運営や活動上の課題について聞き取りを行った。

その聞き取りから明らかとなつた主な課題は、次のとおりである。

- 1 趣味・教養に関する学習機会の提供はさかんに行われているが、社会や地域の課題に関する学習機会の提供が十分に行われていない。
- 2 様々な機関・団体で行われている学習の指導者や活動の推進役であるリーダー、ボランティアが、固定化・高齢化しており、それらの人材育成も計画的に行われていない。
- 3 少子高齢化、過疎化、核家族化が進む中、住民同士の関わりが弱くなつておき、地域全体の教育力を活かした取組が十分に行われていない。
- 4 公民館職員等関係職員の配置や、その専門性の向上のための研修が十分に行われていない。

こうした課題などを踏まえた本県におけるこれからの生涯学習の振興方策の柱は、次のとおりである。

- 1 社会や地域の課題に関する学習機会の提供について
- 2 生涯学習・社会教育を推進する人材の育成・確保について
- 3 公民館等を拠点とした学校・家庭・地域の連携・協力について
- 4 生涯学習振興行政・社会教育行政の充実について

本答申は、「広島県生涯学習推進構想」を踏まえつつ、本県の生涯学習の振興に係る今日的な主要な課題を明らかにし、その課題を解決するため今後取り組むべき具体的な方向性を示したものである。なお、生涯学習の振興に関しては、様々な社会教育施設が重要な役割を果たしているが、その中でも、公民館については、近年、自治振興センターやコミュニティセンター等に移行する例もあり、県内各地で、現在の地域社会における公民館の役割が改めて問われていることから、本答申では、特に公民館の今後の方向性について述べることとした。

最後に、今回の答申を踏まえ、県、市町、大学、企業、N P O、ボランティア団体、社会教育関係団体等の様々な主体が、相互に連携・協働して、生涯学習の振興をより一層図ることによって、県民が、生涯学習力を形成し、豊かで生きがいを持って生活ができる社会の実現につながることを期待する。

## 広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策

### 1 社会や地域の課題に関する学習機会の提供について

#### 【主な課題等】

本県では、行政、大学、企業、NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体等（以下「関係機関・団体」という。）によって、様々な学習機会の提供が行われている。

聞き取りの結果などから、趣味・教養の学習機会の提供はさかんに行われているが、地域の活性化や家庭教育支援など、社会や地域の課題に関する学習機会の提供は十分に行われていないことが明らかとなった。

県内の社会教育委員及び市町教育委員会等職員へのアンケートの結果からも、関係機関・団体は、少子高齢化、家庭の教育力低下、環境問題などの社会や地域の課題に関する学習機会を充実させる必要があることが分かった。

今後、関係機関・団体は、県民が、自らのニーズに応じた学習に加え社会や地域の課題に関する学習を積極的に行い、その学習の成果を活用することによって、生涯学習力を高め、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、より充実した学習機会の提供等を推進していくことが必要であると考える。

#### 【聞き取りの結果】

- 昨今の経済不況による地域の深刻な雇用状況の悪化や若者の地域離れによる過疎化、少子高齢化などが進んでいる。このような状況の中で、公民館の事業が、趣味の講座だけでは地域の課題に対応していないのではないかと危惧している。（公民館）
- 学習内容は、手芸、絵画、カラオケ、シャンソンなど、ほとんどが趣味・教養分野のものである。（公民館類似施設）
- 男女共同参画等、社会の課題に関する学習プログラムを企画・立案する時、講師情報が少なく、実施しにくい。（公民館）
- ボランティア団体の会員が子どもたちの学習内容に精通していないため、子どもの発達段階に応じた系統的な学習プログラムづくりができていない。（ボランティア団体）

注）公民館類似施設：自治振興センター、コミュニティセンター等。

#### 【求められる方向性】

##### (1) 社会や地域の課題に関する学習機会の提供

関係機関・団体は、学習者の主体性を尊重しながら、地域の活性化や家庭教育支援など、社会や地域の課題に関する学習機会の提供をより一層推進することが必要である。

##### (2) 個人のニーズに応じた学習機会の提供

個人のニーズに応じた学習機会は、個人の生きがいづくり、仕事や生活の向上などに必要なものであり、関係機関・団体は、個人のニーズを十分に把握した上で、引き続き、ライフステージに応じて、学習機会の提供を行うことが必要である。

##### (3) 学習成果の活用

関係機関・団体は、学習者が様々な学習機会で得た成果を活用して、社会や地域の課題を解決するための活動を行えるようにすることが必要である。

#### (4) 学習機会に関する情報のネットワークの構築と利用

関係機関・団体は、学習機会に関する情報のネットワークを構築し、その情報を利用して、学習プログラムの充実やより効率的な学習機会の提供に努めることが必要である。

#### (5) 学習者同士のネットワークの構築と利用

関係機関・団体は、講師となる指導者が学習者に教えるという形だけでなく、ICT（情報通信技術）等を活用してネットワークを構築し、学習者同士が相互に教え合い、学び合える環境の充実を図ることが必要である。

#### (6) 様々な学習者に対応した学習機会の提供や学習環境づくり

関係機関・団体は、高齢者、障害者、子育て中の親、外国籍県民等様々な学習者に対応した学習機会の提供や学習環境づくりを推進することが必要である。

##### 留意点

学習者の生涯学習力の形成に資するために、

- (1) 講座等の受講者や施設の利用者だけでなく、広く県民等を対象とした学習ニーズ、地域の課題に関する調査を行い、実態の把握に努めることが重要である。
- (2) 郷土の歴史、文化に関する学習機会を積極的に提供することによって、郷土への愛着や誇りを育むことが重要である。
- (3) 講座を開催する曜日・時間帯の変更や、学習者のより近くに出向いて行くといった工夫により、多くの人が学習に参加しやすい環境づくりを行うことが重要である。
- (4) 社会や地域の課題を題材とした課題解決型等の学習方法を取り入れ、学習したことが地域づくり等の具体的な行動に結び付くようにすることが重要である。
- (5) 学習に対する評価を取り入れ、学習者自身が学習成果を実感でき、学び続けることへの意欲を育んでいけるようにすることが重要である。

注) 外国籍県民：県内に居住している外国人。

## 2 生涯学習・社会教育を推進する人材の育成・確保について

### 【主な課題等】

生涯学習・社会教育は、社会教育主事や公民館職員等の社会教育関係職員、講師となる指導者、活動の推進役であるリーダー、ボランティアなどによって推進されている。社会教育関係職員の人材育成については、後述することとし(p 8・9)、ここでは、指導者や、リーダー、ボランティアの人材育成について述べる。

これまで、県、市町、NPO、ボランティア団体等が中心となり、様々な分野のボランティアを養成する講座を実施し、生涯学習・社会教育を推進する人材の育成を図ってきた。

また、育成された人材は、新たなボランティア団体やNPOを立ち上げ、地域づくりやさらなる人材の育成に貢献してきた。

しかし、聞き取りの結果などから、指導者や、リーダー、ボランティアが中心となり、様々な機関・団体で学習や活動が行われているものの、その人材の固定化・高齢化が進んでいるという実態があることが明らかとなった。

県内の社会教育委員及び市町教育委員会等職員へのアンケートの結果からも、地域における指導者やリーダーの育成が必要であるということが分かった。

今後、関係機関・団体は、生涯学習・社会教育を推進し、県民が豊かで生きがいのある生活を送ることができる社会の構築を図るために、10年・20年後を見通した人材の育成・確保を計画的に行うことが必要であると考える。

【聞き取りの結果】

- 公民館の事業を円滑に実施するためには、リーダー的な役割を担う方と、ボランティアの方の両方が必要と考えているが、特に、リーダー的な役割を持つ方の育成が必要である。リーダー的な役割を持つ方は高齢化しており、次の世代の育成も必要である。(公民館)
- 受講生から講師になるといった例はあるが、実際には指導者やリーダーの養成はできていない。(公民館類似施設)
- 企業の利益目的ではなく、CSR(企業の社会的責任)として、社会貢献活動の一環で環境や食育、障害者の社会参加に関する学習機会を提供しているが、申込みに対応できる社員数が十分でないといった課題がある。その解決策として退職者の活動の促進を図るといった体制整備は、企業としてどこまで責任を持つかの課題もあり、実施に至っていない。(企業)
- 地域の中で学習機会・内容を企画・指導する人を養成するのが大学の機能の一つではないかと考えているが、そこまではできていない。(大学)
- 学校のホームページを作つてほしいというニーズに対し、それができる人材がいない。ボランティアは高齢者が多く、仕事を持っている20~40代はない。(小学校)
- 100人弱の方にボランティアバンクに登録してもらっているが、学校のニーズと合致せず、なかなかお願いできない方がいるのが悩みである。(小学校)

【求められる方向性】

(1) 指導者、リーダー、ボランティアの育成・確保

関係機関・団体は、学習や活動を充実させるために、研修・交流の計画的な実施により、指導者や、リーダー、ボランティアとなる人材の育成・確保を図ることが必要である。その際、高齢者などが、知識や技能を活かして地域・社会貢献活動を行うことを促進することも必要である。

(2) 育成した人材の活動機会の確保

関係機関・団体は、育成した人材が身に付けた知識や技能を十分に活かして活動するため、その活動機会の確保を行うことが必要である。

(3) 人材情報の共有

関係機関・団体は、学習や活動の継続的な充実を図るために、指導者、リーダー、ボランティアの人材情報をデータベース化し、共有することが必要である。

留意点

- (1) 地域や社会からどういった能力や専門性を持った人材が求められているかを把握した上で、計画的に人材を育成することが重要である。

- (2) 育成した人材が、継続して地域・社会貢献活動を行えるよう、活動の状況や悩みについて意見交換をする機会を設定するなどの支援を行うことが重要である。
- (3) 県民が、興味・関心を持って学んだことを基に、主体的に地域・社会貢献活動をしてみたいという意欲がわくよう、活動機会に関する情報提供をするなど、きっかけづくりを行うことが重要である。
- (4) 行政、大学、企業等は、定年退職した人が、仕事などで身に付けた知識・技能を活かして、指導者、リーダー等として地域・社会貢献活動を行い、生きがいを持ってより豊かな生活を送ることができるよう、公民館及び公民館類似施設（以下「公民館等」という。）などと積極的に連携を図ることが望まれる。
- また、定年退職後、積極的に地域・社会貢献活動ができるよう、現役世代に対し情報提供を行い、準備を促すことも重要である。

### 3 公民館等を拠点とした学校・家庭・地域の連携・協力について

#### 【主な課題等】

近年、核家族化が進行し、子育て中の親の不安・孤立感の増大や家庭の教育力の低下が指摘されている。

また、聞き取りの結果などから、少子高齢化、過疎化、核家族化が進む中、住民同士の関わりが弱くなっていること、学校・家庭・地域が連携・協力して子どもを育てることが十分に行われていないことが明らかとなった。

このような中、本県では、家庭の教育力の向上に向けて、市町や関係機関・団体との連携により、「『親の力』をまなびあう学習プログラム」の出前講座の実施や、このプログラムを活用できるファシリテーターを養成する家庭教育支援事業が実施されている。また、放課後子ども教室推進事業においては、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもに勉強やスポーツ・文化芸術活動、住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりが行われている。さらには、地域のボランティアの協力を得ながら学校運営や教育活動を行うことにより、学校教育の充実を図る取組も行われている。

今後は、地域全体の教育力をより活かして子どもを育てるために、住民にとって身近な公民館等が拠点となり、学校・家庭・地域が一層連携・協力できる体制づくりを行うことが必要であると考える。

#### 【聞き取りの結果】

- 核家族化、過疎化、少子高齢化が進んでおり、世代間交流の機会が減っている。地域の子どもを地域で育てるための地域の教育力が必要である。（公民館）
- 教員にとって、地域の方に学習支援に来てもらえるのは助かる。学校だけではできないことが多いので、地域の方と協力していくかないといけない。（小学校）

- 保護者は「仕事があるてボランティアはできない」と言う。地域の方は「毎日、自分たちが行っているのに、なぜ少しも手伝わないのか」と言う。保護者と地域の方の学校支援に対する意識のずれがある。(小学校)
- 公民館は、人や情報のネットワークの基盤になっており、そこに勤務する職員の存在は、団体等の活動にとって重要である。(ボランティア団体)
- 地域につながっている学校は基盤が強い。そういう意味で、以前の派遣社会教育主事のように地域に打って出るようなことが重要なのではないか。現在の教員が社会教育主事講習を受講することは、多忙でなかなか難しい状況である。学校で完結する部分、いわゆる「教える」ことはできても、地域と関わり、地域につながっていく生徒を「育てる」ことのできる教員は少ない。社会教育の視点を持った教員が必要であると考えている。(中学校)

### 【求められる方向性】

#### (1) 学校・家庭・地域の相互理解の促進

学校・家庭・地域は、連携・協力して子どもを育てる体制づくりを行うために、それぞれの実状や課題、取組の方向等についての情報交換をする機会を拡充し、相互理解を進めることが必要である。

#### (2) 公民館等のコーディネート機能の充実

日常的に人が集まり、様々な学習や活動、会議などが行われている公民館等は、その機能を活かし、地域全体で家庭教育支援や学校教育支援等を行うために、人材や情報のネットワークを構築し、コーディネート機能の充実を図ることが必要である。

また、図書館の豊富な学習資料の有効活用を図ったり、図書館を拠点として活動する読み聞かせサークル等公民館以外で活動する団体の活動情報を収集し、活用するなど、公民館以外の施設との連携を促進することも重要である。

### 留意点

- (1) 学校・家庭・地域が連携・協力するに当たっては、取組のねらいの共有化とともに、それぞれにとってのメリットを明確にすることが重要である。  
また、各々に負担感が生じないよう既存の取組を基に、新たな取組を追加するといった工夫をすることも重要である。
- (2) 公民館等が地域の拠点としてのコーディネート機能を十分に発揮するために、社会教育行政等担当部局職員及び公民館職員等は、図書館や博物館、大学、企業、NPOなどの人、施設、活動に関する情報を十分に把握しておくことが重要である。
- (3) 公民館等のコーディネート機能について、教育委員会・首長部局内はもちろんのこと、住民や学校等関係機関・団体にも広く知らすことにより、公民館等のより一層の活用促進を図ることが重要である。
- (4) 公民館等においては、学校教育の充実及び地域の活性化を図るために、子どもが地域の行事や世代間交流事業等に積極的に参加できるよう、学校との連携・協力を進めることが重要である。

## 4 生涯学習振興行政・社会教育行政の充実について

### 【主な課題等】

教育基本法第12条には、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適切な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。」とあり、行政として担うべき役割が明確にされている。

しかし、県内においては、教育委員会において社会教育主事が配置・発令されていないケースや、独自に関係職員の研修を実施した市町が10市（平成20年度）に留まっているといった状況がある。

こうした状況や聞き取りの結果などから、行政においては、専門的な知識や経験を持った職員である社会教育主事や公民館職員など関係職員の配置や、その専門性の向上のための研修等が十分に行われていないことが明らかとなった。

今後、県民が生涯学習力を形成し、豊かで生きがいを持って生活できる社会を実現するためには、生涯学習振興行政、特にその中心的役割を担う社会教育行政の推進体制を一層充実させることが必要であると考える。

#### 【聞き取りの結果】

- 学習プログラムの企画・立案については、地域の事情や、社会教育に精通している公民館長の力によるところが大きいと感じている。館長が変わったときに同じように活動できるか不安はある。（ボランティア）
- 公民館は、人や情報のネットワークの基盤になっており、そこに勤務する職員の存在は、団体等の活動にとって重要であり、職員の専門性によって左右されやすい。（ボランティア団体）
- 公民館職員の配置が少ないため、講座内容等についてボランティア団体に依存することが多く、新規のプログラム開発等の時間が取れない。（公民館）
- 予算的な制約があり、講座を企画しても講師謝金がなかつたりして実施できないこともある。また、庶務的な仕事に追われ、時間をかけて企画を練る時間的余裕がない。（公民館）

### 【求められる方向性】

#### (1) 所管する公民館等の取組の充実

行政は、所管する公民館等における取組状況を把握し、住民のニーズ、地域の実状等を踏まえた学習機会の提供や人材育成などが十分に行われるよう、施策を展開することが必要である。

また、行政は、施設同士が連携・協働し、新たな事業の企画・立案や実施ができるよう、施設間のネットワークづくりを進めることも重要である。

さらに、行政は、住民が社会や地域の課題を十分に認識し、活力ある地域づくりと共に取り組めるよう、各施設における学習や活動の計画段階からの住民参画を推進していくことも重要である。

#### (2) 公民館における社会教育の推進

生涯学習社会の構築にとって重要な社会教育を推進する上で、公民館は極めて重要な役割を担っており、行政は、引き続きその機能の充実を図ることが必要である。

また、公民館職員は、住民の学習や活動の充実を図るために、学習機会の企画・立案、人や情報のコーディネート、学習相談等において今後も中心的な役割を果たす必

要がある。特に、館長は、公民館が地域の拠点としてのコーディネート機能を十分に発揮できるよう、マネジメント能力を持つことが必要である。

### (3) 社会教育主事等の必要数確保や適正な配置

学校教育に教員という専門家の存在が必要であるのと同様に、生涯学習・社会教育の推進を図る上で、専門性を有する社会教育主事が必要である。そのため、行政は、社会教育主事の必要数確保や適正な配置を行うことが必要である。また、社会教育主事以外の社会教育関係職員についても同様である。

### (4) 社会教育主事等の専門性の向上を図るための研修の実施

社会教育主事の専門性は、実務と理論学習の繰り返しによって向上が図られる。したがって、社会教育主事にとって必要な社会や地域の課題を分析・把握する能力、人や情報をコーディネートする能力、適切な事業評価を行う能力等を維持・向上させるために、行政は、実務年数等に応じた研修を実施することが必要である。また、社会教育主事以外の社会教育関係職員についても同様に研修が必要である。

さらには、様々な専門性を持った者が交流することができる研修機会の拡充を図ることで、組織横断的なネットワークを強化していくことも重要である。

#### 留意点

- (1) 生涯学習振興行政・社会教育行政を推進するに当たって、県は、全県的な推進方策の策定や調査・研究、指導者等の人材育成、「ひろしま まなびネット」等の有効活用による情報提供に努めるとともに、家庭教育支援や青少年教育等に関する先導的事業を実施することが重要である。
- (2) 県や市町は、行政間だけでなく、大学や企業、NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体等とも、それぞれの好事例や取組の成果と課題の共有化を図るとともに、人的・物的資源を相互に有効活用しながら、連携・協働して取組を推進することが重要である。
- (3) 人材育成において、県は、家庭教育支援や青少年教育など、社会や地域の課題に対応できる指導者やリーダーを育成するとともに、市町の社会教育主事や関係職員が交流し、より一層専門性の向上を図ることができるよう、研修を実施することが重要である。また、各市町が実施する研修の充実が図られるよう、研修プログラムの開発等への支援を行うことも重要である。

注) ひろしま まなびネット：広島県教育委員会の生涯学習情報提供システム。

## おわりに

本答申では、県民が生涯にわたる学習を通じて豊かで生きがいを持って生活ができる社会の実現に向けて、本県の生涯学習の振興において今後取り組むべき具体的な方向性を示してきた。

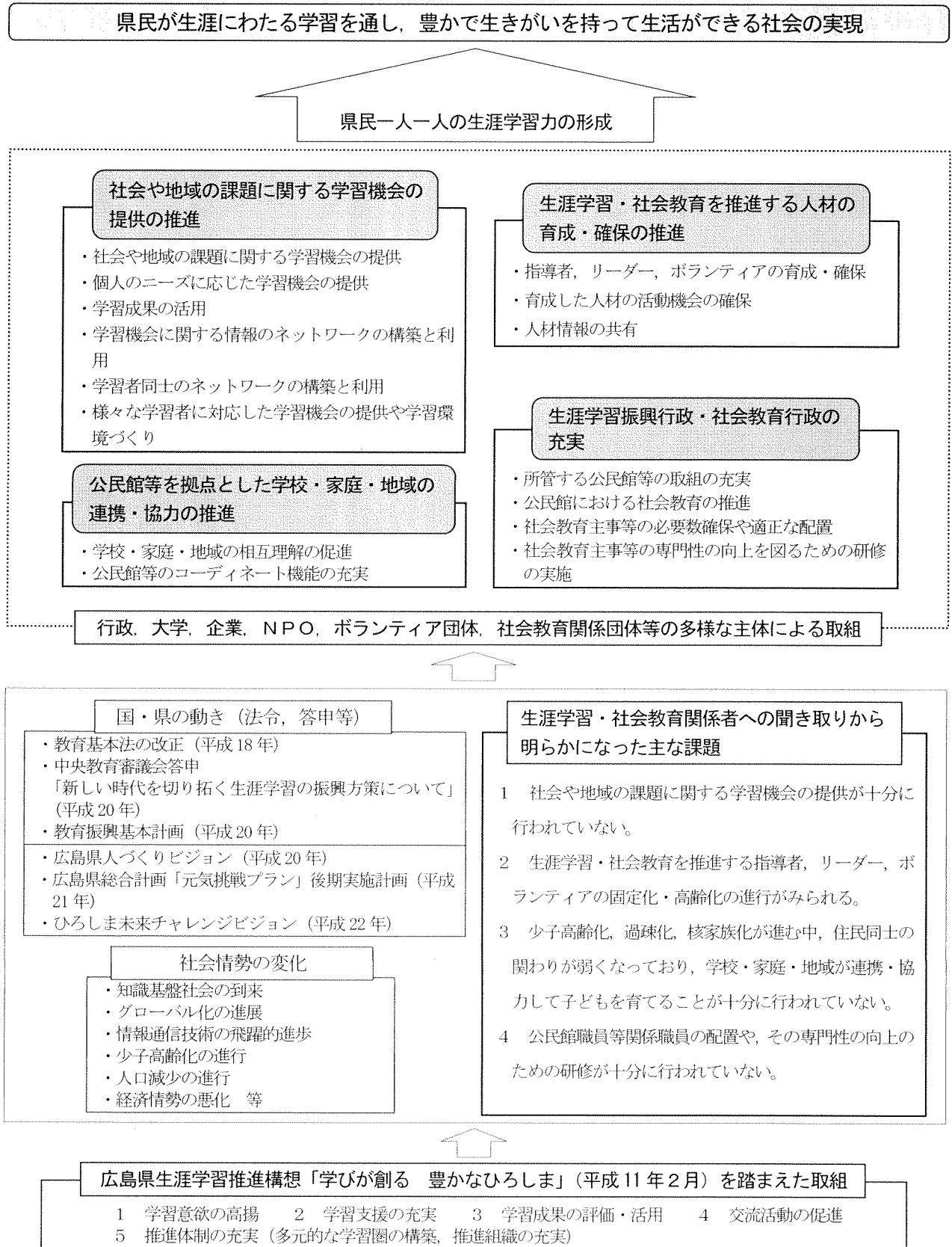
県はもとより、市町や関係機関・団体は、県民が、自らのニーズに応じた学習に加え社会や地域の課題に関する学習を主体的に行い、生涯学習力の形成を図って行くことができるよう、より充実した学習機会の提供等を推進していく必要がある。そのことが、持続可能な社会の構築に資するものと考える。

とりわけ、教育委員会は、生涯学習振興行政の中心的役割を担う社会教育行政を推進する役割を担っている。今後も、教育委員会はその役割を十分に果たすとともに、行政全体で、大学、企業、NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体等との連携・協働をより進めながら、生涯学習の振興を一層図ることが重要である。

また、県、市町、関係機関においては、厳しい財政状況にあるとはいえ、現在のみならず未来への先行投資の観点からも、生涯学習の振興のために十分な財政措置を講じる必要があると考える。

最後に、本答申を作成するに当たり、聞き取り等に御協力いただいた関係機関・団体、関係者の皆様方に深く感謝申し上げるとともに、本答申が、広島県全体の生涯学習の振興の道しるべとなることを切に期待するものである。

## 「広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策について」(答申) の概要



※ 生涯学習力：各個人が、社会の変化に応じて、生涯を通じて学び続ける力。



## 参考資料

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 生涯学習・社会教育関係者への聞き取りについて  | 15 |
| 広島県における生涯学習の振興に係る状況等    | 19 |
| 質問文                     | 23 |
| 広島県生涯学習審議会条例            | 25 |
| 広島県生涯学習審議会（社会教育分科会）委員名簿 | 27 |
| 広島県生涯学習審議会審議経過          | 28 |



## 生涯学習・社会教育関係者への聞き取りについて

### 1 実施期間

平成 22 年 6 月 16 日（水）～7 月 1 日（木）

### 2 聞き取り先

| 区分      | 箇所数 | 区分         | 箇所数 |
|---------|-----|------------|-----|
| 公民館     | 4   | ボランティア（団体） | 7   |
| 公民館類似施設 | 3   | 大学         | 3   |
| 企業      | 4   | 小・中学校      | 4   |
| NPO 法人  | 2   |            |     |

### 3 聞き取りの結果（主な課題等）

#### （1）学習機会の提供に関する内容

- ① 住民の地域活動につながることをねらいとした講座を企画したが、参加者が集まらず、実施に向けて苦労した。（公民館）
- ② 昨今の経済不況による地域の深刻な雇用状況の悪化や若者の地域離れによる過疎化、少子高齢化などが進んでいる。一時期に比べると経済情勢も持ち直しているとはいえ、働く場所がないことには、住民は安定した生活ができないのが現状である。このような状況の中で、公民館の事業が、趣味の講座だけでは地域の課題に対応していないのではないかと危惧している。（公民館）
- ③ 学習内容は、手芸、絵画、カラオケ、シャンソンなど、ほとんどが趣味・教養分野のものである。（公民館類似施設）
- ④ 企業の利益目的ではなく、CSR（企業の社会的責任）として様々な社会貢献活動を展開している。体験教室では、体験不足からか消極的な子どもが多く、自分でチャレンジできない子どももいる。また、親が必要以上に口出しをする場合もある。大人の体験不足も感じている。（企業）
- ⑤ 地元の伝統工芸企業から講師を招聘し、ものづくりのノウハウを生かした子どもの体験活動を実施するなど、地域の教育力を活かしている。（公民館）
- ⑥ 総合的な学習の時間に町の花を題材として、地域のボランティア団体の協力を得ながら学習している。地域の特色を生かし学習を仕組むことで、学校教育の充実だけでなく、ボランティア団体の方のやりがいにもつながっている。（中学校）
- ⑦ 男女共同参画等、社会の課題に関する学習プログラムを企画・立案する時、講師情報が少なく、実施しにくい。（公民館）
- ⑧ 講師が高齢になった時、次の講師を探すのが難しい。行政から講師を紹介してもらえる仕組があればと思う。（公民館類似施設）
- ⑨ ボランティア団体の会員が子どもたちの学習内容に精通していないため、子どもの発達段階に応じた系統的な学習プログラムづくりができていない。（ボランティア団体）
- ⑩ 企業の利益目的ではなく、CSRとして、社会貢献活動の一環で環境や食育、障害者の社会参加に関する学習機会を提供している。（企業）
- ⑪ 大学として、県民の知識の向上をめざしており、最新の研究内容を提供している。（大学）
- ⑫ 高齢者からのエレベーターや手すりの設置要望が多い。（公民館）

⑯ 野外の活動で、トイレなどの設備面等で高齢者や障害者に配慮していなかったので、参加者が限られた。(ボランティア団体)

## (2) 生涯学習・社会教育を推進する人材の育成・確保に関する内容

- ① 公民館の事業を円滑に実施するためには、リーダー的な役割を担う方と、ボランティアの方の両方が必要と考えているが、特に、リーダー的な役割を持つ方の育成が必要である。リーダー的な役割を持つ方は高齢化しており、次の世代の育成も必要である。(公民館)
- ② 受講生から講師になるといった例はあるが、実際には指導者やリーダーの養成はできていない。(公民館類似施設)
- ③ 企業の利益目的ではなく、CSRとして、社会貢献活動の一環で環境や食育、障害者の社会参加に関する学習機会を提供しているが、申込みに対応できる社員数が十分でないといった課題がある。その解決策として退職者の活動の促進を図るといった体制整備は、企業としてどこまで責任を持つかの課題もあり、実施に至っていない。(企業)
- ④ 地域の中で学習機会・内容を企画・指導する人を養成するのが大学の機能の一つではないかと考えているが、そこまではできていない。(大学)
- ⑤ 当館の職員は非常勤で、1日4時間勤務である。地域の方のニーズに応えようという思いを持って活動すると、勤務時間内外関係なく働くこととなる。やはり公民館だけの力では限度があり、地域の方々が、掃除など、公民館の管理運営に関わってくださることでやっていっている。(公民館)
- ⑥ 読み聞かせの会を通して、読み聞かせボランティアが増えている。公民館でのサークル活動や読み聞かせを体験することを通じて、自分たち(会員)は成長している。(ボランティア団体)
- ⑦ 学校のホームページを作つてほしいというニーズに対し、それができる人材がいない。ボランティアは高齢者が多く、仕事を持つている20~40代はいない。(小学校)
- ⑧ 100人弱の方にボランティアバンクに登録してもらっているが、学校のニーズと合致せず、なかなかお願いできない方がいるのが悩みである。(小学校)
- ⑨ 男女共同参画等、社会の課題に関する学習プログラムを企画・立案する時、講師情報が少なく、実施しにくい。(公民館)
- ⑩ 講座の講師を探す際、情報が少ない。行政から講師を紹介してもらえる仕組みがあればと思う。(公民館類似施設)
- ⑪ 学校ボランティアの中には、リーダーへの義理でボランティアに参加している人もいる。その地域のリーダーが役割を引くとき、他の人につなぐことができるかが不安である。その意味でも、行政には、ボランティア人材バンクをきちんと整備してもらいたい。次世代への接続が必要であり、その接続を考えたボランティア同士の声掛けも重要となってくる。(小学校)

## (3) 学校・家庭・地域の連携・協力に関する内容

- ① 核家族化、過疎化、少子高齢化が進んでおり、世代間交流の機会が減っている。地域の子どもを地域で育てるための地域の教育力が必要である。(公民館)
- ② 核家族化の影響もあり、子どもと地域の大人の交流の機会が少なくなっているように感じる。高齢者が出しやばって、地域で子どもを育てていかなければならぬと感じている。(ボランティア)

- ③ 教員にとって、地域の方に学習支援に来てもらえるのは助かる。学校だけではできないことが多いので、地域の方と協力していかないといけない。(小学校)
- ④ 学校と地域ボランティアの関わりについては、4つのベクトルで表現できる。ア) 外から学校へ(地域の人材), イ) 地域が守る(地域の支え), ウ) 地域で学ぶ機会(地域で学ぶ), エ) 学校がボランティアに出ていく(地域に貢献)。特に、生徒のボランティア活動が増えている。生徒全員にボランティア手帳を配付し、活動を記録しており、地域への参加意識を高めるのが狙いである。自己有用感や自信の表れなど、効果も大きい。(中学校)
- ⑤ 学校から地域へ、校内での講座実施等の依頼があった場合は難なく話が進むが、地域から学校へ打診した場合、話が進まないことが多い。地域は、学校の仕組み(カリキュラム)がわからないので接しにくい。(公民館類似施設)
- ⑥ 保護者は「仕事があってボランティアはできない」と言う。地域の方は「毎日、自分たちが行っているのに、なぜ少しも手伝わないのか」と言う。保護者と地域の方の学校支援に対する意識のズレがある。(小学校)
- ⑦ 学校や地域に対して、出前講座等の取組を行政からも紹介してほしい。(企業)
- ⑧ 地域につながっている学校は基盤が強い。そういう意味で、以前の派遣社会教育主事のように地域に打って出るようなことが重要なのではないか。現在の教員が社会教育主事講習を受講することは、多忙でなかなか難しい状況である。学校で完結する部分、いわゆる「教える」ことはできても、地域と関わり、地域につながっていく生徒を「育てる」ことのできる教員は少ない。社会教育の視点を持った教員が必要であると考えている。(中学校)
- ⑨ 公民館は、人や情報のネットワークの基盤になっており、そこに勤務する職員の存在は、団体等の活動にとって重要である。(ボランティア団体)
- ⑩ 学校ニーズと学校ボランティアのマッチングに当たっては、地域とのつながりを持つ地域コーディネーターの存在は不可欠である。(小学校)

#### (4) 生涯学習振興行政・社会教育行政に関する内容

- ① 公民館の職員と地域の方との関係づくりが大切であると同時に、地域の方をうまく巻き込んでいける指導力が、公民館の職員に求められている。(公民館)
- ② 学習プログラムの企画・立案については、地域の事情や、社会教育に精通している公民館長の力によるところが大きいと感じている。館長が変わったときに同じように活動できるか不安はある。(ボランティア)
- ③ 公民館は、人や情報のネットワークの基盤になっており、そこに勤務する職員の存在は、団体等の活動にとって重要であり、職員の専門性によって左右されやすい。(ボランティア団体)
- ④ 住民に学習機会を提供する時に、他の公民館と連携し、合同で講座を開設することもある。(公民館)
- ⑤ 公民館職員の配置が少ないため、講座内容等についてボランティア団体に依存することが多く、新規のプログラム開発等の時間が取れない。(公民館)
- ⑥ 予算的な制約があり、講座を企画しても講師謝金がなかつたりして実施できないこともある。また、庶務的な仕事に追われ、時間をかけて企画を練る時間的余裕がない。(公民館)



## 広島県における生涯学習の振興に係る状況等

### 1 社会経済情勢

#### (1) 人口の年齢構成の変化

我が国は、平成17年から人口減少の時代に入った。広島県も、平成10年をピークに人口減少に転じ、「少子高齢・人口減少社会」への移行が現実のものとなった。

表1 広島県における人口の年齢別構成

(単位：パーセント)

| 区分         | 平成12年 | 平成17年 | 平成20年 |
|------------|-------|-------|-------|
| 15歳未満人口割合  | 14.9  | 14.0  | 13.7  |
| 15～64歳人口割合 | 66.6  | 64.6  | 63.3  |
| 65歳以上人口割合  | 18.5  | 20.9  | 23.0  |

注 平成17年：年齢区分不明が0.5%あり。

出典：平成12年国勢調査、平成17年国政調査

総務省統計局「平成20年10月1日現在推計人口」平成21年4月

#### (2) 急速な経済情勢・雇用情勢の悪化、就業形態の変化

我が国は、平成20年9月の「リーマンショック」以降、百年に一度といわれる経済危機のただ中にあり、雇用情勢は、悪化傾向が続いている、極めて厳しい状況にある。

政府が平成21年12月30日に閣議決定した「新成長戦略（基本方針）」は、「雇用・人材戦略」について、「国民すべてが意欲と能力に応じ労働市場やさまざまな社会活動に参加できる社会（「出番」と「居場所」）を実現し、成長力を高めていくことに基本を置く」としている。

表2 地域別完全失業率（年平均）

(単位：パーセント)

| 区分   | 平成2年 | 平成3年 | 平成4年 | 平成5年 | 平成6年 | 平成7年 | 平成8年 | 平成9年 | 平成20年 | 平成21年 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 中国地方 | 3.9  | 4.2  | 4.3  | 4.3  | 4.3  | 3.8  | 3.5  | 3.6  | 3.6   | 4.7   |
| 全国   | 4.7  | 5.0  | 5.4  | 5.3  | 4.7  | 4.4  | 4.1  | 3.9  | 4.0   | 5.1   |

出典：総務省統計局「労働力調査」平成21年

#### (3) 情報通信技術の飛躍的進歩

平成12年12月、「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的とする」高度情報通信ネットワーク社会形成基本法が公布された。広島県でも、平成13年10月、「ITひろしま行動計画2005」を策定し、さらに、平成18年1月には「IT新改革戦略」を策定して、様々な取組を進めてきた。

その結果、我が国は、世界で最も低廉かつ高速なブロードバンド環境になり、また、インターネット利用者数及び人口普及率は、平成12年度と比較すると2倍に増加している。

広島県では、平成14年度には図書館情報提供システムの整備や文化財情報提供システムの構築がなされるなど、幅広い年齢層の人々に多様で柔軟な学習機会を提供できるようになった。

表3 インターネット利用者数及び人口普及率の推移（個人）

(単位：万人、パーセント)

| 区分    | 平成12年末 | 平成20年末 |
|-------|--------|--------|
| 利用者数  | 4,708  | 9,091  |
| 人口普及率 | 37.1   | 75.3   |

出典：総務省「平成20年通信利用動向調査」平成21年4月

#### (4) バリアフリーの進展

広島県では既に平成7年3月には広島県福祉のまちづくり条例を制定し、平成14年3月にはユニバーサルデザインひろしま推進指針を策定して、「すべての人があらゆる場面で障壁を感じることなく、安全で安心して暮らすことができる社会の実現」を目指して、ユニバーサルデザインの推進、公共空間のバリアフリー化の推進、住宅のユニバーサル

デザインの推進に取り組んできた。

平成18年6月、「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図……ることを目的とする」高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が公布されたことにより、今後は高齢者・障害者等の弱者を区別しないで万人が利用可能な環境づくりが、ますます求められるようになりつつある。

表4 広島県内市町村のユニバーサルデザイン取組状況（複数回答）

| 区分     | 積極的に推進 | ユニバーサルデザインの視点で取組 | バリアフリーの視点で取組 | あまり取り組んでいない | 全く取り組んでいない | ユニバーサルデザインの検討中 | その他 |
|--------|--------|------------------|--------------|-------------|------------|----------------|-----|
| 平成15年度 | 2      | 9                | 37           | 17          | 14         | 3              | 2   |
| 平成20年度 | 4      | 18               | 18           | 0           | 0          | —              | 0   |

出典：広島県「平成15年度県内市町村ユニバーサルデザイン取組状況調査結果」（平成15年12月現在）

広島県「平成20年度県内市町ユニバーサルデザイン取組状況調査結果」（平成20年12月末現在）

## 2 制度の枠組

### (1) 教育基本法の改正、教育3法の改正、社会教育法・図書館法・博物館法の改正

ア 平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正され、これからの教育のあるべき姿、目指すべき理念が明らかにされた。

(ア) 第3条を新設し、「生涯学習の理念」を教育に関する基本的な理念として規定している。

(イ) 第10条を新設し、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有すること及び国や地方公共団体が家庭教育支援に努めるべきことを規定している。

(ウ) 第12条は、社会教育が、国や地方公共団体により奨励・振興されるべきことを引き続き規定している。

(エ) 第13条を新設し、学校、家庭、地域住民など社会を構成するすべての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力に努めるべきことを規定している。

イ 平成19年6月、いわゆる「教育3法」の改正が行われた。そのうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正では、地域づくりの観点から、地域の実情や住民のニーズに応じて、条例で定めるところにより、スポーツ・文化に関する事務を首長が管理・執行することができるようになった。

ウ 平成20年6月、社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正が行われた。

### (2) 中央教育審議会答申（平成20年2月）、教育振興基本計画（平成20年7月）の策定

ア 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」は、前記(1)の生涯学習・社会教育関係の規定の充実を受けて、「現在の我が国の状況について整理し、その上で、目指すべき施策の方向性や施策を推進する際に必要な視点等を明確にし、国民の学習活動の促進や地域社会の教育力向上等のための生涯学習の振興方策について提言をまとめたもの」であり、「教育基本法改正後の初めての生涯学習・社会教育に関する答申」である。

イ 政府は、教育基本法第17条第1項に基づき、「教育振興基本計画」を定め、その中で、「今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策」として、社会全体で教育の向上に取り組むとした生涯学習・社会教育に関する取組の方向性が示されたものである。

## 3 学習機会の提供状況

市町が主催する平成20年度の学級・講座数は、平成11年度と比較すると約8,200増加している。そのうち、語学・文学・歴史や趣味・稽古ごと等の学習者の教養を高める機会は、平成20年度には約10,700講座と2倍に増え、各個人が興味や関心に基づき、自らを高めるために行う個人的な学習活動への支援は積極的になってきた。

一方、現代的課題の学習機会は、平成11年度と比較すると215講座の増加に留まってい

る。

表5 市町の学習内容別学級・講座実施状況（出典：広島県生涯学習・社会教育行政資料）

|        | 教養の向上             | 体育・レクリエーション     | 家庭教育・家庭生活        | 職業知識・技術の向上    | 現代的課題            | その他             | 合計     |
|--------|-------------------|-----------------|------------------|---------------|------------------|-----------------|--------|
| 平成11年度 | 5,279<br>(40.0%)  | 959<br>(7.3%)   | 1,146<br>(8.7%)  | 530<br>(4.0%) | 3,977<br>(30.1%) | 1,311<br>(9.9%) | 13,202 |
| 平成20年度 | 10,738<br>(50.1%) | 1,568<br>(7.3%) | 3,607<br>(16.8%) | 626<br>(2.9%) | 4,192<br>(19.6%) | 699<br>(3.3%)   | 21,430 |

注 教養の向上…語学、文学、歴史、法律等、趣味・稽古ごと等

体育・レクリエーション…キャンプ等の野外活動を含む。

家庭教育・家庭生活…料理・栄養、生活習慣病（成人病）の予防、育児等

職業知識・技術の向上…農業技術、企業経営、パソコン等の情報処理等

現代的課題…人権問題、環境問題、男女共同参画、ボランティア等

#### 4 公民館等の状況

##### (1) 公民館等

広島県には、平成21年5月現在、公民館が346館あり、そのうち、公民館の事務を首長部局に補助執行している市町は4市（うち、1市においては、指定管理者制度を導入）ある。また、全部又は一部の公民館を自治振興センターやコミュニティセンターに移管した市町は3市町ある。

常勤の公民館長は、平成14年度の150人から平成21年度には127人と23人減少し、常勤の公民館主事等は平成14年度の420人から平成21年度には285人と135人減少している。

一方、非常勤の公民館長は平成14年度の242人から平成21年度には190人と52人減少し、非常勤の公民館主事等は平成14年度の295人から平成21年度には433人と138人増加している。

公民館の利用者数は、平成14年度の9,262,799人から平成20年度には9,351,679人と、88,880人増加している。

表6 広島県における公民館及び公民館類似施設の施設数（出典：広島県生涯学習・社会教育行政資料）

| 年度      | 平成12 | 平成13 | 平成14 | 平成15 | 平成16 | 平成17 | 平成18 | 平成19 | 平成20 | 平成21 |
|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 公民館     | 411  | 416  | 416  | 420  | 414  | 381  | 380  | 359  | 345  | 346  |
| 公民館類似施設 | 31   | 31   | 36   | 37   | 24   | 32   | 32   | 29   | 29   | 35   |
| 計       | 442  | 447  | 452  | 457  | 438  | 413  | 412  | 388  | 374  | 381  |

##### (2) 社会教育関係団体

社会教育関係団体については、団体数・加入者数共に減少し、事業の規模が縮小傾向にある。

表7 社会教育関係団体数・加入者数の推移

| 区分     | 広島県社会教育委員連絡協議会 | (社) ガールスカウト日本連盟広島県支部 | (社) 広島県子ども会連合会 | 広島県地域女性団体連絡協議会 | 広島県PTA連合会     | 日本ボーイスカウト広島県連盟 | 広島県高等学校PTA連合会 |
|--------|----------------|----------------------|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|
| 平成12年度 | 1,145 (87)     | 344 (15)             | 87,446 (60)    | 53,618 (26)    | 131,706 (不明)  | 2,204 (38)     | 65,691 (120)  |
| 平成13年度 | 441 (29)       | 272 (14)             | 70,968 (48)    | 34,031 (21)    | 119,197 (不明)  | 1,906 (31)     | 55,957 (119)  |
| 平成14年度 | 343 (23)       | 176 (12)             | 69,988 (15)    | 20,160 (18)    | 117,985 (582) | 1,499 (30)     | 52,857 (114)  |

注 括弧内の数値は、団体数等である。

##### (3) NPO法人、ボランティア団体

広島県は、特定非営利活動法人数、ボランティア数の著しい増加を受けて、平成18年

3月、「NPO・ボランティア団体との協働指針」を策定し、協働推進のための事業に取り組んでいる。

社会教育関係施設におけるボランティア登録者の総数（全国）は、文部科学省の平成20年度調査において656,450人で、平成14年度調査において529,129人であったのに比べ、24パーセント増加し、過去最高を記録している。

表8 広島県認証NPO法人数の推移

(単位：件)

| 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 62     | 96     | 157    | 240    | 326    | 396    | 468    | 529    | 576    |

表9 広島県内ボランティア数

(単位：人)

| 平成12年度  | 平成13年度  | 平成14年度  | 平成15年度  | 平成16年度  | 平成17年度  | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 116,946 | 159,652 | 169,481 | 161,587 | 167,838 | 138,185 | 137,790 | 161,120 | 164,193 |

出典：社会福祉法人広島県社会福祉協議会 調査

## 5 市町教育委員会における社会教育主事の設置状況

市町教育委員会における社会教育主事の設置人数は、平成22年5月1日現在で、7市町25人であり、生涯学習・社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事の設置が十分に行われていない。

表10 市町教育委員会における社会教育主事の設置状況

(単位：市町村、パーセント、人)

| 区分               | 平成15年度 | 平成22年度 |
|------------------|--------|--------|
| 設置市町村数<br>/全市町村数 | 37/79  | 7/23   |
| 設置市町率            | 46.8   | 30.4   |
| 設置人数             | 53     | 25     |

出典：広島県教育委員会「各市町教育委員会における社会教育主事設置状況に係る調査」

## 6 生涯学習・社会教育の充実に係るアンケート結果

県内の社会教育委員及び市町教育委員会等職員は、生涯学習・社会教育の充実を図るために、少子高齢化、家庭の教育力低下、環境問題等の社会や地域の課題に関する学習機会を充実させることが必要であると考えている。また、地域における指導者・リーダーの育成も必要であると考えている。

表11 平成22年度広島県社会教育委員研修会におけるアンケート結果（平成22年6月1日実施）(単位：パーセント)

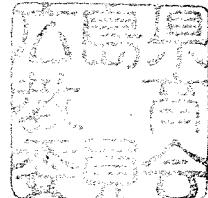
(問) 生涯学習・社会教育の充実を図るために、現在の課題を勘案して、行政、大学、企業、NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体等の取組において、どんなことが特に必要だと思うか。（上位3項目を選択し回答）

| 区分                                       | 社会教育委員 | 市町教育委員会等職員 | その他  | 全体比  |
|--|--------|------------|------|------|
| 趣味・教養等の個人のニーズに応じた学習機会の充実                 | 12.4   | 9.1        | 33.3 | 12.4 |
| 少子高齢化、家庭の教育力低下、環境問題等の社会や地域の課題に関する学習機会の充実 | 22.0   | 25.3       | 20.0 | 23.0 |
| 大学、NPO等と連携した学習プログラムの開発                   | 3.4    | 8.1        | 0    | 4.8  |
| 地域における指導者、リーダーの育成                        | 22.0   | 22.2       | 6.7  | 21.3 |
| 学習者が学習成果を活用できる機会の確保・拡充                   | 10.2   | 14.1       | 13.3 | 11.7 |
| 住民の交流機会の確保・拡充                            | 18.1   | 4.0        | 20.0 | 13.4 |
| 専門的職員の養成に向けた研修会の充実                       | 11.9   | 17.2       | 6.7  | 13.4 |

平成 22 年 2 月 15 日

広島県生涯学習審議会会長様

広 島 県 教 育 委 員 会



「これからの生涯学習の振興方策」及び「新広島県スポーツ振興計  
画の改訂」について（諮問）

のことについて、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 2 項及びスポーツ振興法（昭和 36 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項の規定によって、貴会の意見を求める。

なお、諮問の理由は、別紙のとおりです。

## 諮詢の理由

### 1 これからの生涯学習の振興方策について

「広島県生涯学習推進構想」は、「21世紀という新しい時代の広島県の生涯学習を推進していくガイドラインとして」、平成11年2月に策定されたものであるが、その後10年余の間に、生涯学習振興行政・社会教育行政を取り巻く環境は大きく変化しており、同構想の内容は、今日の社会経済情勢に必ずしも適合しないものとなっている。

そこで、同構想の改訂又は新構想の策定を行い、これからの生涯学習の振興方策について、目指すべき施策の方向性や施策を推進する際に必要な視点等を明確にする必要がある。

なお、平成21年12月に実施された事業仕分けの結果から明らかなどおり、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の在り方や、社会教育主事、司書、学芸員といった専門的職員の在り方については、早急に検討すべき課題であると認められることから、早い時期に、これらの点について、「中間まとめ」が行われることが望ましい。

### 2 新広島県スポーツ振興計画の改訂について

「新広島県スポーツ振興計画」は、スポーツ振興法第4条第3項の規定によって、平成18年4月に定めたもので、計画期間は、平成18年度から平成22年度までの5年間である。

計画期間の満了を1年後に控え、この計画の改訂を行う必要がある。

なお、スポーツ振興法第4条第3項は、都道府県教育委員会がスポーツの振興に関する計画を定めるについては、文部科学大臣が定めるスポーツの振興に関する基本的計画を「参しやく」しなければならない旨を定めており、現行のスポーツ振興基本計画（計画期間：平成13年度からおおむね10年間）の改訂又は新基本計画の策定に係る日程等に留意する必要がある。

## 広島県生涯学習審議会条例

平成十三年三月二十六日条例第二号

### (設置)

第一条 生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について、広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は知事の諮問に応じ調査審議し、及び当該事項に関し必要と認める事項について教育委員会又は知事に意見を述べるため、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成二年法律第七十一号）第十条第一項及びスポーツ振興法（昭和三十六年法律第百四十一号）第十八条第一項の規定に基づき、広島県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

### (委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第四条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第六条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会)

第七条 審議会に、次の各号に掲げる分科会を置くものとし、これらの分科会の調査審議事項は、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 社会教育分科会　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十三条の規定により社会教育委員の会議の権限に属させられた事項その他社会教育に関する事項
- 二 スポーツ振興分科会　スポーツ振興法第四条第四項及び第二十三条の規定によりスポーツ振興審議会等の権限に属させられた事項その他スポーツの振興に関する事項
- 2 各分科会の委員の定数は、十五人以内とする。
- 3 社会教育分科会の委員は、社会教育法第十五条第一項の規定により置く広島県社会教育委員とし、広島県社会教育委員の定数は前項の委員の定数と、任期は第三条の委員の任期とする。
- 4 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 5 前二条の規定は、分科会の運営について準用する。

(専門部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 第五条及び第六条の規定は、専門部会の運営について準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第十条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。  
(広島県社会教育委員条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - 一 広島県社会教育委員条例（昭和二十四年広島県条例第六十九号）
  - 二 広島県スポーツ振興審議会条例（昭和三十七年広島県条例第十五号）

## 広島県生涯学習審議会委員名簿

任期：平成21年8月12日～平成23年8月11日

(50音順)

| 区分      | 氏名     | 分科会  |      | 所属・職名  | 備考           |
|---------|--------|------|------|--|--------------|
|         |        | 社会教育 | スポーツ |  |              |
| 学校教育関係者 | 有田 啓子  | ○    |      | 広島県公立学校校長会連合会（広島市立長東西小学校長）                               | 平成22年5月15日から |
|         | 藤本 栄美子 | ○    |      | 広島県公立学校校長会連合会（広島市立段原小学校長）                                | 平成22年5月14日まで |
|         | 米川 晃   | ○    |      | (財) 広島県私立幼稚園連盟理事長  |              |
| 社会教育関係者 | 稲谷 悅子  | ○    |      | 広島県公共図書館協会（広島市立南区図書館長）                                   |              |
|         | 城戸 常太  | ○    |      | 広島県公民館連合会会长  |              |
|         | 田坂 京子  | ○    | ○    | 広島県P.T.A連合会（母親代表）  | 平成22年7月10日から |
|         | 花満 美和  | ○    | ○    | 広島県P.T.A連合会（母親代表）  | 平成22年7月9日まで  |
| スポーツ関係者 | 伊藤 裕子  |      | 副会長  | 広島県体育指導委員協議会副会長  |              |
|         | 植木 文子  |      | ○    | 筆の里スポーツクラブ副運営委員長   |              |
|         | 久保田 文也 |      | ○    | (財) 広島県体育協会専務理事  |              |
|         | 河野 裕二  |      | ○    | 広島県中学校体育連盟会長   |              |
|         | 新出 博文  |      | ○    | 広島県小学生体育連盟会長   |              |
|         | 菅 信博   |      | ○    | 広島県高等学校体育連盟会長  | 平成22年5月14日まで |
|         | 曾根 幹子  | ○    | ○    | 広島市立大学国際学部准教授  |              |
|         | 多賀 正昭  |      | ○    | 広島県車いすテニス協会会长  | 平成22年5月14日まで |
|         | 仁井谷 幸治 |      | ○    | 広島県車いすテニス協会会长  | 平成22年5月15日から |
|         | 松林 博文  |      | ○    | 広島県高等学校体育連盟会長  | 平成22年5月15日から |
| 学識経験者   | 有本 章   | 会長   |      | 比治山大学高等教育研究所長・教授   | 審議会会長        |
|         | 安藤 周治  | 副会長  |      | 特定非営利活動法人ひろしまN.P.Oセンター代表理事                               |              |
|         | 安東 善博  | ○    |      | ㈱中国放送代表取締役社長   |              |
|         | 稻水 悅   |      | ○    | 医療法人和同会広島グリーンヒル病院副院長                                     |              |
|         | 小西 忠男  |      | 会長   | 広島文教女子大学副学長  | 審議会副会長       |
|         | 坂本 和子  | ○    |      | 広島県の男女共同参画をすすめる会研究部会「労働・職業部会」部長                          |              |
|         | 高橋 雅洋  |      | ○    | 広島県議会議員  |              |
|         | 竹下 正彦  | ○    | ○    | 広島県町村会（北広島町長）  |              |
|         | 田島 文治  | ○    | ○    | 広島県商工会議所連合会（広島商工会議所副会頭）                                  |              |
|         | 中村 道徳  | ○    |      | 広島県議会議員  |              |
|         | 万治 功   | ○    | ○    | 広島県都市教育長会（江田島市教育委員会教育長）                                  |              |
|         | 柳瀬 陽介  | ○    |      | 教育ネットワーク中国運営委員、畿略的大学連携運営委員（生涯学習担当）<br>(広島大学大学院教育学研究科准教授) |              |

**広島県生涯学習審議会審議経過**

| 区分                           | 開催期日                | 審議内容   |
|------------------------------|---------------------|--|
| 平成 21 年度<br>第 1 回総会          | 平成 22 年<br>2 月 15 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長、副会長の選任について</li> <li>・諮問</li> <li>・審議日程について</li> </ul>   |
| 平成 22 年度<br>第 1 回社会教<br>育分科会 | 平成 22 年<br>5 月 26 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会会长、副会長の選任について</li> <li>・広島県生涯学習推進構想の見直しの視点について</li> <li>・社会教育施設の在り方及び専門的職員の在り方について</li> </ul> |
| 第 2 回社会教<br>育分科会             | 8 月 10 日            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申「広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策について」の骨子について</li> </ul>  |
| 第 3 回社会教<br>育分科会             | 10 月 25 日           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申「広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策について」(素案)について</li> <li>・同素案に対する県民意見募集について</li> </ul>                     |
| 第 4 回社会教<br>育分科会             | 平成 23 年<br>1 月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・答申「広島県におけるこれからの生涯学習の振興方策について」(案)について</li> </ul>  |

